

<報道発表資料>

平成24年11月20日

都市計画

第220回埼玉県都市計画審議会を開催します
富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてなど7議案を審議します

埼玉県は、第220回の埼玉県都市計画審議会を開催します。実施概要は次のとおりです。

実施概要

- と き 平成24年11月27日（火） 午後2時30分から
- と こ ろ さいたま市浦和区仲町2-5-1
浦和ロイヤルパインズホテル 3階 プラチナルーム
電話 048-827-1111
- 議 題 別記のとおり
(議第4967号から4973号の7議案)
- 傍聴の可否 可。ただし、審議内容が埼玉県情報公開条例第10条各号に該当するため、埼玉県都市計画審議会が非公開と決定した議案については傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。
- 傍聴定員 10名
- 受付方法 傍聴を希望される方は、審議会当日、開会30分前までに傍聴受付(2階 こぶしの間)へお越しください。
なお、傍聴希望者が定員を超えている場合は開会の30分前の時点において抽選を行います。

(参考) この審議会は、都市計画法第77条の規定により設置されている知事の附属機関です。この法律の理念に基づき、私たちの住む埼玉という県土において、健全な県民の生活と生産活動を確保しつつ、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図っています。

本審議会では、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業など、都市計画に関する事項を昭和44年から調査審議しています。

- 問い合わせ先 埼玉県都市整備部 都市計画課 総務担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
Tel 048-830-5335 (直通)

第 2 2 0 回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表

議案番号	議 案 名	市町村	決定権者
4 9 6 7	富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	富士見市、ふじみ野市、三芳町	県
4 9 6 8	富士見都市計画区域区分の変更について	富士見市、ふじみ野市、三芳町	県
4 9 6 9	新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	新座市	県
4 9 7 0	新座都市計画区域区分の変更について	新座市	県
4 9 7 1	朝霞都市計画道路の変更について	朝霞市	県
4 9 7 2	秩父都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	横瀬町	県
4 9 7 3	所沢都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	所沢市	市

別記

【議案名】

議第 4 9 6 7 号 富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）

[議案概要]

三芳町富士塚地区は、土地区画整理事業の実施により、計画的な市街地整備が確実となったことから、住宅地に位置付ける変更をするものです。また、この変更に合わせて、名称及び都市計画事業の進捗に伴う諸数値等の変更を行うものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 0 4 8 - 8 3 0 - 5 3 4 5

【議案名】

議第4968号 富士見都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

三芳町富士塚地区は、昭和45年に市街化区域とした地区ですが、その後、計画的な市街化が図られず、スプロール等を防止するため、平成3年に住宅地としての用途地域を残したまま、暫定的に市街化調整区域としたいわゆる暫定逆線引き地区です。その後、土地区画整理事業の実施により、計画的な市街地整備が確実となったことから、区域区分を変更し、市街化区域とするものです。

市街化区域への編入面積 約14ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

【議案名】

議第4969号 新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）

[議案概要]

黒目川・中沢川沿川地区は、河川改修により河川区域が変更されるとともに溢水、湛水等による災害のおそれ解消されており、隣接する市街化区域と一体的な市街地が形成されることが確実となったことから、住宅地に位置付ける変更をするものです。また、この変更に合わせて、名称及び都市計画事業の進捗に伴う諸数値等の変更を行うものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

【議案名】

議第4970号 新座都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

黒目川・中沢川沿川地区は、昭和45年に区域区分を定めたとき、河川区域又は溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある区域であったため、市街化調整区域とした地区です。その後、河川改修により河川区域が変更されるとともに溢水、湛水等による災害のおそれが解消されており、隣接する市街化区域と一体的な市街地が形成されることが確実となったことから、区域区分を変更し市街化区域とするものです。

市街化区域への編入面積 約3ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

【議案名】

議第4971号 朝霞都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

朝霞市の都市計画道路3・5・5新河岸川通線を次のように変更するものです。

3・5・5新河岸川通線

・廃止する。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

【議案名】

議第4972号 秩父都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

[議案概要]

産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないかを建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

- 1 敷地の位置 秩父郡横瀬町大字横瀬2270番1 他67筆
- 2 敷地面積 153,640.83㎡
- 3 用途地域 工業地域
- 4 処理施設 破碎処理施設5基

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当
直通番号 048-830-5519

【議案名】

議第4973号 所沢都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

[議案概要]

産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないかを建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

- 1 敷地の位置 所沢市大字南永井字北一本木831 他41筆
- 2 敷地面積 21,488.50㎡
- 3 用途地域 市街化調整区域
- 4 処理施設 破碎処理施設1基

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当
直通番号 048-830-5519